

2018年度 福岡県労福協主催 各地域労福協研修会開催

2018年度の事業計画に基づき、福岡県労福協主催の研修会が各地域労福協において開催されました。

目的

労働組合と事業団体が「共に運動する主体」再構築をはかり、組合員の利用促進や共助拡大につながるよう取り組みます。

テーマ

中央労福協の2018年全国共通テーマ「奨学金制度を改善し、教育費負担軽減につなげよう」をメインテーマとし、「労福協と連携した社会問題(奨学金)に対する取り組みについて」九州労金総合企画部福祉金融推進室より講演を行いました。また、福岡県労福協の各構成会員団体より下記の課題提起があり、参加者と意見交換が行われました。



各団体からの課題提起

福岡県本部業務概況と今後の取り組みについて

矢崎 真哉 九州労働金庫福岡県本部副本部長

2018年度 全労済福岡推進本部の 取り組みについて

坂本 隆浩 全労済福岡推進本部事務局長

福岡県生協連の取り組みについて

菊谷 宗徳 福岡県生活協同組合連合会専務理事

福岡県労福協の取り組みと課題について

藤吉 真二 福岡県労働者福祉協議会専務理事

労福協と連携した社会問題(奨学金)に対する 取り組みについて

田崎 辰夫 九州労働金庫総合企画部福祉金融推進室室長

平成30年度 7月豪雨(西日本豪雨)への支援金贈呈

平成30年7月の西日本豪雨は、西日本地域15府県と広範囲に及び死者226名、行方不明10名(8/10現在)、3万件以上の家屋被害など、甚大な自然災害となりました。これを受けて労働者福祉南部ブロック協議会(南部労福協)は、支援金として合計90万円を被災地である岡山県、広島県、愛媛県の各県労福協に対して、それぞれ30万円を贈呈しました。支援金90万円の内訳は、各県

労福協(福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・大分・沖縄)から、各10万円(合計80万円)と、南部労福協から10万円拠出しました。

また、支援金の贈呈とこのたびの西日本を中心とする豪雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げるとともに、皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

福岡県の最低賃金はいくら!?

平成30年10月1日から時間額814円

最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の下限額です。金額は都道府県ごとに異なり、最低賃金審議委員会による審議を経て毎年改定されます。

連合は、少なくとも生活できる水準まで最低賃金を引き上げることをめざしています。具体的には、公益委員・労働者側委員・使用者側委員が参加する最低賃金

審議委員会に労働者側代表として参加しており、毎年の金額引き上げに注力しています。

最低賃金の引き上げを、単なる格差是正や貧困対策にとどまらず、労働者全体の賃金の底上げにつなげていくことが重要です。経済の好循環を確立するためにも、連合は最低賃金の大幅な引き上げが不可欠であると考えています。

ここがポイント!

最低賃金制度とは?

- 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき**国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない**とする制度です。
- 使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。

- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められています。
なお、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

最低賃金の種類は?

- 最低賃金には、各都道府県に1つずつ定められた「**地域別最低賃金**」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「**特定(産業別)最低賃金**」の2種類があります。
- 「**特定(産業別)最低賃金**」は「**地域別最低賃金**」よりも高い金額水準で定められています。
※地域別と特定(産業別)の両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 「**地域別最低賃金**」とは、産業や職種にかかわりな

く、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。

- 「**特定(産業別)最低賃金**」は、特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使が基幹的労働者を対象として、「**地域別最低賃金**」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されており、全国で233件の最低賃金が定められています(平成29年4月1日現在)。

適用される対象者は?

- 「**地域別最低賃金**」は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、セーフティネットとして各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

- 一方、「**特定(産業別)最低賃金**」は、特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます(18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満の技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません。)

「最低賃金より低い?」「おかしいな?」と思ったら
なんでも労働相談ダイヤル

フリーダイヤル いこうよ れんごうに
0120-154-052

セカンドライフへの備えは万全ですか？

平均“寿命”と平均“余命”

2018年7月、厚生労働省は「平成29年 簡易生命表」を発表しました。これによると、2017年の平均寿命は男性81.09歳、女性87.26歳となり、最長を更新しています。これを見て、「あ～自分は81歳・87歳くらいまで生きるんだな～」と思われた方もいるかもしれません。しかし、その認識は少しだけ違います。

平均“寿命”とは、「0歳の赤ちゃんが統計上、何歳くらいまで生きるか？」という指標を表したものです。そのため、不幸にも学生や現役時代に病気や事故などで亡くなった場合は、平均寿命を引き下げることになります。

一方、平均“余命”という言葉があります。これは、「今〇歳の方が統計上、あと何年くらい生きるのか？」という指標を表したものです。例えば、60歳の方の平均余命は男性23.72年、女性28.97年となっています。これは統計

上、昨年60歳だった男性は $60+23.72=83\sim 84$ 歳、女性は $60+28.97=88\sim 89$ 歳まで生存することを意味しています。

したがって、「自分は統計上、あと何年生きるのか？」という問いに対しては、平均“寿命”より平均“余命”を使った方がより正確であるといえます。

おもな年齢の平均“余命”

	男性	女性
25歳	56.59年	62.63年
30歳	51.73年	57.70年
40歳	42.05年	47.90年
50歳	32.61年	38.29年
60歳	23.72年	28.97年
65歳	19.57年	24.43年

※ 平成29年厚生労働省「簡易生命表」より

セカンドライフの収支は？

総務省「平成29年家計調査年報」によると、高齢夫婦無職世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯）の家計収支は統計上、月54,519円の赤字となっています（下表参照）。この赤字を補てんするいちばんの手段は「退職金（企業年金を含む）を取り崩す」ことですが、それだけでは十分でない場合もあります。特に、住宅ローンなど、退職金でローンを返済する方は注意が必要です。そのため、例えば以下の手段を使って退職金+αの資産を作っておく必要があります。

- ・産別や会社独自の共済制度に加入しておく。

- ・全労済のねんきん共済などに加入しておく。
- ・財形年金、iDeCo（個人型確定拠出年金）、つみたてNISAなどの税制優遇がある商品を利用する。

これらの商品の詳細は、所属の組合や最寄りの全労済・ろうきんにお問い合わせください。

収入	社会保障給付	191,880円
	その他	17,318円
支出（税金等の支払いを含む）		263,717円
収入－支出		△54,519円

2018年末 子どもみらい応援キャンペーン

実施中

期間中、対象の定期預金にお預け入れいただきますと、その金額の0.02%を〈九州ろうきん〉「子どもたちを支援する団体」に寄付します。

詳しくは、最寄りの〈ろうきん 営業店〉へお問い合わせください。



このたびの相次ぐ自然災害により、
お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、
被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
また、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

主な被災 受付状況

2018.10/30 現在

大阪府北部を震源とする地震 [6/18~]

	被災受付件数	調査必要件数		調査終了件数	調査残件数	調査残完了率
		書類審査	現場調査			
全国	12,525	1,083	10,271	9,816	455	95.6%

台風7号・豪雨災害 [7/3~]

	被災受付件数	調査必要件数		調査終了件数	調査残件数	調査残完了率
		書類審査	現場調査			
全国	6,227	743	4,931	4,762	169	96.6%

2018年台風21号 [9/4~]

	被災受付件数	調査必要件数		調査終了件数	調査残件数	調査残完了率
		書類審査	現場調査			
全国	71,262	35,170	33,667	30,617	3,050	90.9%

北海道胆振東部を震源とする地震 [9/6~]

	被災受付件数	調査必要件数		調査終了件数	調査残件数	調査残完了率
		書類審査	現場調査			
全国	2,593	302	1,950	1,715	235	87.9%


知っておきたい「そなえ」の基本

“モノ”のそなえ、“アクション”のそなえ、“ココロ”のそなえ。
3つの「そなえ」の基本をおさえておきましょう。
子どものための「そなえ」も紹介します。

くわしくは

全労済ホームページ


<https://www.zenrosai.coop>



①モノのそなえ
用意しているかどうか、いざというときの明確に分けるモノのそなえ。
「防災グッズ」、よく聞くけれど、準備していないという方、また、どこにしまったか忘れてしまったり、取り出してみたら、懐中電灯やラジオの電池が切れていた、なんていうことも、いま一度、確認してみましょう。



②アクションのそなえ
いざというとき、どう行動するか。とっさに適切な判断ができるよう、正しい知識をもっておくことが大切です。
子どものいる家庭では、ふだんから、「地震があったら、こうしようね」など、冷静に話し、いっしょに練習しておきましょう。



③ココロのそなえ
災害発生時、精神的に不安になることはもちろん、避難後も、大きなストレスを抱え、それがもて体調を崩すこともあります。
災害は突然やってきます。日頃から家族でイメージトレーニングしておくことが、いざというときの動揺の軽減につながります。

一般社団法人 福岡県労働者福祉協議会

〒812-0025 福岡市博多区店屋町6番5号 小松ビル2階

TEL 092-263-3141 FAX 092-263-3121

[ホームページ] <http://fukuoka.rofuku.net/> [メールアドレス] roufuku@h8.dion.ne.jp

ろうふく協NEWS
vol.157

発行 2018年11月24日

発行人 西村 芳樹

編集 藤吉 真二